

平成 19 年度

# 簡易型総合評価落札方式

## 説明会用資料

平成 19 年 6 月 22 日 (金)

於：東 別 院 会 館

社団法人 愛知県建設業協会

入札を次のように行いますので、入札参加を希望する者は技術資料を提出してください。

## 1 対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 路線等の名称
- (3) 工 事 場 所
- (4) 工 期
- (5) 本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価(簡易型)落札方式の工事です。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける「契約後V E」の対象工事です。

## 2 技術資料の提出を求める対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 愛知県建設部が発注する建設工事のうち、土木工事業に関する競争入札に参加する資格を有する者で、技術資料の提出日から当該工事の入札日までの間、愛知県建設工事請負業者選定要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 技術資料の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成19年3月15日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木工事業について特定建設業の許可を受け、かつ、**愛知県内に主たる営業所を置き、当該営業所で土木工事業を営んでいること。**
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成18年度及び平成19年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された土木工事業の総合点数が **点以上 点以下**であること。
- (6) 元請として、過去10年間(平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。)に次に掲げる同種工事を完了・引き渡した実績(以下「施工実績」という。)があること。

### ・ の施工

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上の工事に限るものとする。

- (7) 一級土木施工管理技士の資格を有し、技術資料を提出する前日までに元請けとして完了した(6)に掲げる同種工事に経験を有する者を、専任の主任(監理)技術者として配置できること。

また、3千万円以上の下請を予定している場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

(専任とは、ほかの工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味します。)

- (8) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (10) 入札参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係があるものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 本工事に、経常建設共同企業体として技術資料を提出した場合、その構成員は、単体として技術資料を提出することができない。
- (12) 愛知県建設部が発注した土木工事業に係る工事のうち、過去4年間（平成15年4月1日から平成19年3月31日まで）に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係わる工事成績評定点の平均が60点以上であること。
- (13) 技術提案が、競争参加者の技術的能力の審査をするために発注者が設定している案以上の案であること。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（入札参加者の技術提案に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

なお、本工事の総合評価落札方式における標準点は100点とし、加算点の最高点数は40点とします。

#### (2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

##### (ア) 施工計画に関する事項（配点15点）

評価項目	評価基準	加算点
施工上特に配慮すべき事項に対する対応1	優	6点
	良	3点
	可	0点
施工上特に配慮すべき事項に対する対応2	相対評価	0～9点

(イ) 企業の技術力に関する事項 (配点 11点)

評価項目	評価基準	加算点
同種工事の施工実績 (過去10年:平成8年4月1日から確認申請書を提出する前日までに完了。) <sup>1</sup>	同種の実績3件以上あり	2点
	同種の実績2件あり	1点
	同種の実績1件あり	0点
過去4年間 (平成15年度から平成18年度) に完了した県建設部発注工事の成績評定点の平均点 <sup>2</sup>	80点以上	4点
	75点以上80点未満	2点
	70点以上75点未満	1点
	70点未満	0点
契約後VEの実績の有無 (過去10年:平成8年4月1日から確認申請書を提出する前日まで。) <sup>3 4</sup>	採用の実績あり	2点
	不採用だが評価された実績あり	1点
	上記2項目に該当しない	0点
優良工事表彰の有無 (過去10年:平成8年4月1日から確認申請書を提出する前日まで。) <sup>3</sup>	2件以上の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点
ISO取得の有無	ISO9001またはISO14001の認証取得	1点
	認証なし	0点

<sup>1</sup>同種工事:延長 m以上の 工法による元請としての工事、県発注工事以外の実績も含める。

<sup>2</sup>過去の元請としての県建設部発注工事成績のうち、 工事に関する成績の平均点。  
過去の元請としての県建設部発注工事成績のうち、 工事に関する成績のない者については、平均点扱い(70点以上75点未満)とする。

<sup>3</sup>県発注工事以外の実績も含める。

<sup>4</sup>契約後VEの実績が特定JVのものであるときは、第1構成員としての実績を求める。

(ウ) 配置予定技術者の能力に関する事項 (配点6点)

評価項目	評価基準	加算点
同種工事の施工実績 (過去10年:平成8年4月1日から確認申請書を提出する前日まで。) <sup>1</sup>	同種の実績3件以上あり	2点
	同種の実績2件あり	1点
	同種の実績1件あり	0点
過去4年間 (平成15年度から平成18年度完了) に完了した建設部発注工事の成績評定から1件 <sup>2</sup>	80点以上	4点
	75点以上80点未満	2点
	70点以上75点未満	1点
	70点未満	0点

<sup>1</sup>同種工事:延長 m以上の 工法による元請としての工事、県発注工事以外の実績も含める。

<sup>2</sup>過去の元請としての県建設部発注工事成績ならば、工種を問わない。

<sup>2</sup>過去の元請としての県建設部発注工事成績がない者については、平均点扱い (70点以上75点未満) とする。

(エ) 地域精通度地域貢献度に関する事項 (配点8点)

評価項目	評価基準	加算点
地域内における本支店、営業所の所在の有無	町内にあり	2点
	建設事務所管内にあり	1点
	上記2項目に該当しない	0点
過去5年間 (平成14年度から平成18年度) における災害協定等 <sup>1</sup> に基づく活動実績の有無	建設事務所管内で実績あり	4点
	県内で実績あり	2点
	県内で協定あり	1点
	上記3項目に該当しない	0点
過去2年間 (平成17年度及び平成18年度) のボランティア活動実績の有無 <sup>2</sup>	建設事務所管内で実績あり	2点
	県内で実績あり	1点
	上記に該当しない	0点

<sup>1</sup>災害協定等には、休日・夜間においても発注者の要請により出勤・作業する「緊急維持修繕」・「雪氷対策」等を含む。なお、活動実績には、災害協定に基づく災害訓練を含む。

<sup>2</sup>企業として継続的に行っている活動実績を求めるが、2カ年度間の活動内容が同一であ

ることは要しない。

\* 建設事務所管内の市町村は、市、市、町、町・・・の市町です。

#### (3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次に掲げる条件を満たす入札を行った者で評価値 = { (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 } の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格には、技術提案を実施するのに要する費用を含んでいること。

イ 発注者が設定している競争参加資格要件を全て満たしていること。

(4) (3)において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

#### (5) ヒアリングについて

提出された技術提案又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

### 4 技術資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 技術資料の作成要領の交付
- (2) 技術提案関係図書の配布
- (3) 技術資料の作成及び提出方法

### 5 実施上の留意事項

- (1) 本手続においては、技術資料が提出されたことをもって、提出者に入札参加の希望があるものとみなします。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。  
また、特別な場合を除き、技術資料の差し替えは認められません。
- (3) 提出された資料は返却しません。また、提出者に無断で他の用途には使用しません。
- (4) 配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合のほか技術資料や添付資料等に記載した内容と異なる事実等が明らかになったときは、愛知県建設工事請負業者選定要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (5) 参加要件を満たす技術資料の提出者が2者未満であった場合は、本件入札をとり止めることがあります。
- (6) 特定の不正行為に対する措置  
ア 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。  
イ 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届けを提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずるときがあります。
- (7) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けら

れた工事です。

## 6 その他

- (1) 非指名理由の説明等
- (2) 技術資料の提出後、その記載等が不明確で確認できない場合には、説明（確認に必要な追加書類の提出等を含む。）を求めることがあります。ただし、受付期間終了後に書類の修正及び不備に対する差し替えには一切応じません。
- (3) 契約締結後の技術提案
- (4) V E 提案の保護
- (5) 責任の所在
- (6) 配置予定の技術者について
  - ア 落札者は、技術資料に記載した専任の配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
  - イ 技術資料提出時に専任の配置予定の技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、記載する全ての者が2(7)に示す経験を有していること。
  - ウ 工事工期が重複する複数の工事に同一の技術者を配置予定の技術者とした技術資料を提出する場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者と決定された時点で、それ以降に行われるその他入札は辞退しなければなりません。この場合は直ちに、入札辞退届を提出してください。
  - エ 実際の工事に当たって、技術資料に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。
- (7) 設計書等の配布
- (8) 予定価格
- (9) 指名競争入札通知書又は非指名通知書については、郵送により通知しますので、返信用として住所、社名等を記載した長3号封筒に90円分の切手（配達記録郵便を希望する場合は300円分の切手）を貼付し、技術資料提出時にあわせて提出すること。
- (10) 技術資料の作成及び提出についての問い合わせ先及び問い合わせ期間は、次のとおりです。
  - ア 問い合わせ先
  - イ 問い合わせ期間

次ページから申請書（1～3略）

#### 4 資格及び評価項目

##### (1) 専任の配置予定の技術者氏名等

会社名		技術者氏名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (才)		
一級土木施工管理技士の資格の取得年月日及び登録番号		年 月 日取得 第 号	
土木工事業に係る監理技術者資格証の当初の交付年月日及び現在の交付番号		年 月 日交付 第 号	
同種 工事 経験 の 概要	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	工 事 場 所		
	請 負 代 金 額		
	工 期 (内 従 事 期 間)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日から 年 月 日まで)	
	従 事 役 職 名		
	工 事 の 内 容 (工法、規模等を記載)		
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況	工 事 名 称		
	発 注 機 関 名		
	工 期		
	従 事 役 職 名		
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS への登録	有 ・ 無	



(2) 同種工事の施工実績

会 社 名			
工 事 概 要	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	工 事 場 所		
	請 負 代 金 額		
	工 期		
	受 注 形 態 等	単体 / 共同企業体 (出資比率)	
	工 事 の 内 容 (工法、規模等を記載)		
上 記 以 外 の 同 種 工 事 実 績	工 事 概 要	工 事 名	
		発 注 機 関 名	
		工 事 場 所	
		工 期	
		受 注 形 態 等	単体 / 共同企業体 (出資比率)
		工 事 の 内 容	
	工 事 概 要	工 事 名	
		発 注 機 関 名	
		工 事 場 所	
		工 期	
		受 注 形 態 等	単体 / 共同企業体 (出資比率)
		工 事 の 内 容	
	工 事 概 要	工 事 名	
		発 注 機 関 名	
		工 事 場 所	
		工 期	
		受 注 形 態 等	単体 / 共同企業体 (出資比率)
		工 事 の 内 容	

(3) 施工上特に配慮すべき事項に対する対応 1

工事名：

会社名：

項 目	施工上特に配慮すべき事項に対する対応 1
設定主旨等	<p>本工事の発進立坑付近は中学校の通学路となっており、自転車や歩行者の通行が多く安全対策が必要であり、また立坑を設置することで現道の通行者動線が機能できなくなり、それに対応する通行者路の確保が必要になる。</p> <p>そのため発進立坑付近での通行者、特に朝夕の通学生徒が集中した時を考慮した歩道形態、動線確保、安全対策について記述すること。</p> <p>発注者が設定している標準案は配布図書に記載してあるとおりである。</p>

施工上特に配慮すべき事項に対する対応1 についての記述

(4) 施工上特に配慮すべき事項に対する対応 2

工事名：

会社名：

項 目	施工上特に配慮すべき事項に対する対応 2
設定主旨等	<p>本工事は、現在供用中の第2東名高速道路の高架下での工事であるため、施工時における既存の高架構造物に対する安全確保が重要である。</p> <p>工事施工にあたり、既存の高架構造物（橋脚・橋桁）それぞれに対する接触防止対策について記述すること。</p>

施工上特に配慮すべき事項に対する対応2 についての記述

(5) 過去10年間の契約後V Eの実績の有無

該当する所に を記入	区分
	採用の実績あり
	不採用だが評価された実績あり
	上記2項目に該当しない

- 注・V Eの審査結果の通知書等（愛知県建設部の通知書等に限らない）を添付して、採用の実績あり、不採用だが評価された実績ありを確認できる資料を添付すること。
- ・ 経常建設共同企業体の場合、いずれかの構成員の実績でもよいものとする。
  - ・ V E提案を行った工事を特定JVで施工した場合は、JVの第1構成員であること。

(6) 優良工事表彰の有無

工事名	発注機関名	工事場所	工期

注) 表彰通知書等（愛知県建設部の通知書等に限らない）の写しを添付すること。

(7) ISOシリーズ認証取得の有無

該当する所に を記入	区分
	ISO9001の認証取得あり
	ISO14001の認証取得あり
	上記2項目に該当しない

注) 認定証の写しを添付すること。

(8) 主任（監理）技術者の過去10年間（平成9年4月1日から申請書を提出する前日までに完了・引渡し）の同種工事实績

工事名	発注機関名	工事場所	工期

- 注) ・(1)に記載した工事の実績も、再度記入すること。
- ・ 当該工事を配置予定技術者が担当したことを確認できる資料を添付すること。

- (9) 主任（監理）技術者の過去4年間（平成15年4月1日から平成19年3月31日までに完了・引渡しした工事）の工事成績評定点実績（工種を問わず1件）

工事名	
工事場所	
請負代金	
工期	
評定点	点

- 注）・愛知県建設部の発注工事に限るものとし、該当がない場合は無記入とする。  
 ・工事成績評定結果の通知書と通知書に示されている工事を配置予定技術者が担当したことを確認できる資料を添付すること。

- (10) 過去5年間（平成14年4月1日から平成19年3月31日まで）の災害協定等に基づく活動実績

協定等の締結先	
協定等の年度	平成 年度
協定等の名称	対策工事
概要	

- 注）・上記の概要は簡潔に書き、活動内容を確認できる資料を添付すること。  
 ・災害協定等（愛知県を含む地方自治体と締結した、災害協定・緊急維持修繕・雪氷対策契約等）が有る場合は、協定等の内容が確認できる資料を添付すること。  
 ・活動実績は審査後に評価される。  
 ・経常建設共同企業体の場合、いずれかの構成員の実績でもよいものとする。

- (11) 過去2年間（平成17年4月1日から平成19年3月31日まで）のボランティア活動実績概要

場所	市
年度	平成17年度から平成18年度まで
概要	

- 注）・愛知県内で継続的な実績がある場合に記述すること。ただし、活動実績は2年間において同一内容である必要はない。  
 ・上記の概要は簡潔に書き、活動内容を確認できる資料を添付すること。  
 ・活動実績は審査後に評価される。  
 ・経常建設共同企業体の場合、いずれかの構成員の実績でもよいものとする。

## 【記載要領及び留意事項】

1 4 (1)には、配置予定の技術者の氏名等を記載すること。

(1) 掲示等において明示した同種工事の工事経験を1件のみ記載すること。

(2) 経常建設共同企業体にあつては、掲示等において明示した同種工事の経験について1人の技術者の工事経験を記載すればよい。

(3) 技術資料提出の際には、次の資料を併せて提出すること。

配置予定技術者の施工実績を証する資料として、次に掲げる書類

(ア) CORINS登録済の工事实績

記載した工事について、財団法人日本建設情報センター(以下「JACIC」という。)の工事实績情報サービス(以下「CORINS」という。)における竣工時の工事カルテ、同受領書及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテ(竣工時データ)の詳細アウトプットデータを添付すること。

(イ) CORINS工事カルテの補足資料

記載した工事の実績について、CORINS工事カルテでは判別しがたいと判断されるときは、契約書等(工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要等を有する部分)の写しを添付すること。

(ウ) 民間工事等でCORINS未登録の工事实績

記載した工事の契約書等(工事名、発注機関名、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要等を有する部分)の写しを提出すること。

(I) 従事確認の補足書類

CORINS工事カルテ等で工事現場での従事を確認できない場合は、従事していたことが確認できる現場組織表等を添付すること。

(4) 従事役職名には現場代理人、監理技術者、主任技術者等配置予定技術者が従事した職名を記載すること。

2 4 (2)には、掲示等において明示した同種工事の施工実績を記載すること。

経常建設共同企業体として申請する場合で、当該企業体としての実績がない場合は、構成員のうちの1者の元請としての同種工事の施工実績を1件だけ記載すること。

技術資料提出時には、全ての工事について、施工実績を証する資料として前記1(3)イに掲げる書類を添付すること。

3 4 (8)には、配置予定技術者の同種工事实績を記入するものとし、添付書類の扱いは、前項に準ずる。

以下略

MEMO

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for writing the content of the memo.